

盛土規制法許可申請添付図書		事前相談 有・無	受付番号	宅造等 5-	
受付担当：		事前相談担当：		土石 6-	
手数料	盛土又は切土，土石の堆積を行う土地の面積			m ²	円
ア 添付書類					
	図書の名称	宅造等	土石	説明	チェック
1	許可申請書			規則別記様式第二，又は第四	
2	土地の登記事項証明書			申請時以前3か月以内のもの	
3	公図の写し			申請時以前3か月以内のもの	
4	権利者一覧表			参考様式第5号	
5	工事施行同意書			所有権，抵当権等工事の妨げとなる権利を有する者の同意書（様式第5号），印鑑証明書添付	
6	申請者確認書類			宇都宮市盛土等審査基準（以下，審査基準という。）P17参照	
7	委任状			申請手続きを代理人に委任する場合	
8	排水先利害関係者との協議書及び同意書			申請区域の排水を放流する場合の接続許可等（道路側溝：放流に対する施工承認，用水路等：占用許可等）	
9	設計者の資格に関する書類	*1	—	令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類（様式第3号）	
10	資金計画書			規則別記様式第三，又は第五	
11	周辺住民周知報告書			法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類（参考様式第1号）	
12	防災計画書		—	降雨等による土砂流出及びがけ崩れ等の災害を防止する手段を記載した書類（防災計画図，緊急連絡先等）	
13	誓約書			参考様式第2号	
14	土量計算書			盛土又は切土，土石の堆積の土量の計算を記載した土量計算書	
15	流量計算書			流域面積，排水勾配等に基づく流量の計算を記載した流量計算書	
16	構造計算書	*2	—	擁壁の概要，構造計画，応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
17	安定計算書	*3	—	土質試験その他の調査，又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	
18	大臣認定擁壁の認定書，仕様書等	*4	—	擁壁の大臣認定書の写し若しくは仕様書の写し又はこれらに類するものであって，大臣認定擁壁であることを証する書類。	
19	現況写真			全景（工事区域赤枠），写真撮影方向図	
20	その他市長が必要と認める書類				

イ 図面						
	名 称	標準縮尺	宅造等	土石	明 示 する 事 項	チェック
21	位 置 図	10,000 分の1以上			位置（赤枠），方位，行政界，目標となる地物	
22	地 形 図	2,500 分の1以上			方位及び土地の境界（赤枠）	
23	土地の求積図	1,000 分の1以上			実測による三斜法又は座標計算	
24	盛土又は切土， 土石の堆積を行う 土地の求積図	1,000 分の1以上			三斜法又は座標計算 盛土：緑着色，切土：茶色着色 土石：緑着色	
25	造成（土石の堆積） の計画平面図	1,000 分の1以上			審査基準P16，又はP19参照	
26	造成（土石の堆積） の計画断面図	1,000 分の1以上			施行前後の地盤面，擁壁，崖，崖面崩壊防止施設， 土石の崩壊・流出防止施設	
27	排水施設計画 平面図	500分の1以上			審査基準P16参照	
28	排水施設縦断面図	500分の1以上			審査基準P16参照	
29	排水施設構造図	50分の1以上			構造詳細図（開渠，暗渠等）	
30	崖の断面図	50分の1以上		—	審査基準P16参照	
31	擁壁の断面図	50分の1以上		—	審査基準P16参照	
32	擁壁の展開図	50分の1以上		—	審査基準P16参照	
33	崖面崩壊防止 施設の断面図	50分の1以上		—	審査基準P16参照	
34	崖面崩壊防止 施設の展開図	50分の1以上		—	審査基準P16参照	
35	土石の崩壊防止 措置の詳細図	100分の1以上	—	*5	省令第32条に定める措置の内容が適切であることを 証する書類	
36	土砂の流出防止 措置の詳細図	100分の1以上	—	*6	省令第34条第1項各号に掲げる措置の内容が適切である ことを証する書類	
37	その他市長が 必要と認める 主な図書					
38	他法令の チェック				<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可（要・不要）※みなし許可 ・市土砂条例の許可（要・不要）※みなし許可 ・森林法に基づく許可・届出（要・不要） ・農地法に基づく許可（要・不要） ・市風致地区条例に基づく許可（要・不要） ・土地区画整理事業区域（内・外） ・急傾斜地法の指定する災害危険区域（内・外） ・土砂災害警戒区域（内・外） ・申請地付近に文化財がある場合（文化都市推進課と協議 済・未） 	

*1：高さが5mを超える擁壁を設置する場合。盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地において排水施設を設置する場合。

*2：鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合。

*3：ア 政令第7条第2項第2号に規定する土地（溪流等）において高さが15mを超える盛土をする場合。
イ 政令第8条第1項第1号ロの崖面を擁壁で覆わない場合。

*4：大臣認定擁壁を設置する場合。

*5：堆積した土石の滑動を防ぐ，又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置を講じる場合。

*6：堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防ぐ措置を講じる場合。